

甲府市上下水道局告示第 3 1 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 7 年 5 月 1 9 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

1 入札対象業務

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) 入札番号 | 上水－ 1 7 号 |
| (2) 業務名称 | 平瀬浄水場浄水発生土（天日乾燥）収集運搬及び処分業務委託 |
| (3) 業務内容 | 仕様書等による |
| (4) 履行期間 | 仕様書等による |
| (5) 履行場所 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市・甲府市上下水道局における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 入札参加資格の認定において業種が「廃棄物処理」で登録されている者であること。
- (2) 仕様書に定める予定処分量の受け入れ対応可能な者であること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 2 条第 4 項第 1 号に規定する産業廃棄物のうち「汚泥」に関し、同法第 1 4 条第 1 項及び第 6 項の規定により産業廃棄物収集運搬業許可及び産業廃棄物処分業許可を受けている者。もしくは、産業廃棄物処分業許可を受けており、産業廃棄物

収集運搬業の許可を受けている者に委任ができる者。

なお、収集運搬業の許可については、排出場所と運搬先両方の行政庁の許可を得ていること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (6) この公告の日から入札の日までの間に国及び地方公共団体から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (7) 入札の日以前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から 2 年を経過していること。
 - (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (9) 税の滞納がない者であること。（所轄市区町村の法人住民税の未納がない者。）
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和 7 年 5 月 19 日（月）～令和 7 年 5 月 27 日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前 9 時～午後 5 時
 - (2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目 23 番 1 号
電話 055-228-3436
 - (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ（企業向け情報 入札情報）又は甲府市ホームページ（事業者向け情報入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和7年5月19日（月）～令和7年5月27日（火）

（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係

甲府市下石田二丁目23番1号

電話 055-228-3436

※郵送は不可

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年6月23日（月） 午後2時

(2) 場所 甲府市上下水道局本庁舎3階小会議室

甲府市下石田二丁目23番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

(1) 単価で行う。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：納付（契約金額の 10 / 100）

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第 34 条第 1 項第 3 号に規定する、過去 2 年の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。